

平成28年度別海町財政健全化審査意見

第1 審査の対象

平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第2 審査の期間

平成29年8月22日 1日間

第3 審査の概要

財政健全化審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、各会計歳入歳出決算書及び附属資料等との照合調査を行い、計数の正確性及び財政状況の健全性について審査した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づいて作成されており、これらにかかる各会計歳入歳出決算書及び附属資料等と照合調査した結果、その計数は正確であり、それぞれの比率は早期健全化基準を下回っており、財政上の健全性を確保していると認められる。

また、是正改善を要する事項として、特に指摘すべき事項はない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	13.41	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	18.41	30.00
実質公債費比率	13.0	12.3	11.8	11.6	25.00	35.00
将来負担比率	59.5	57.6	53.5	52.1	350.00	—

実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、次の算定式により表される指標である。

算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額④}}{\text{標準財政規模⑤}}$$

一般会計等の実質赤字額等の状況

(単位：千円・%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳出総額（純計）①	15,697,188	16,271,185	17,600,493	18,658,917
一 般 会 計	15,697,188	16,271,185	17,600,493	18,658,917
歳入総額（純計）②	16,146,743	16,404,916	17,726,502	18,730,420
一 般 会 計	16,146,743	16,404,916	17,726,502	18,730,420
翌年度へ繰り越すべき財源 ③	75,646	58,918	9,820	5,760
一 般 会 計	75,646	58,918	9,820	5,760
実質赤字額（①－②＋③）④	△ 373,909	△ 74,813	△ 116,189	△ 65,743
一 般 会 計	△ 373,909	△ 74,813	△ 116,189	△ 65,743
標準財政規模 ⑤	10,072,162	9,634,831	9,868,651	9,557,106
実質赤字比率（④／⑤）	△ 3.71	△ 0.77	△ 1.17	△ 0.68

注) 1 純計は、会計相互間の繰入れ及び繰出しを除いたものである。

2 標準財政規模は、標準的な状態で通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能を加えたものである。

3 一般会計等とは、例として大学会計、看護学校会計、損害てん補基金会計、公共事業用地費会計などで、本町においては、一般会計だけが該当となる。

本年度の一般会計等の実質収支額は 65,743 千円の黒字であり、実質赤字比率は △ 0.68 %となっている。実質収支額が黒字である場合、実質赤字比率は負の値で表示され、この場合は、この指標の対象とならない。

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、本町の全会計を対象とした実質赤字額（資金の不足額）の標準財政規模に対する比率であり、次の算定式により表される指標である。

算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額⑤}}{\text{標準財政規模⑥}}$$

本年度の連結実質赤字比率は、次表のとおりである。

連結実質赤字額等の状況

(単位：千円・%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般会計等（純計）①	△ 373,909	△ 74,813	△ 116,189	△ 65,743
一般会計	△ 373,909	△ 74,813	△ 116,189	△ 65,743
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計②	△ 23,901	△ 26,593	△ 50,056	△ 209,809
国民健康保険特別会計	△ 1,834	△ 4,472	△ 9,725	△ 156,726
介護保険特別会計	△ 21,887	△ 21,797	△ 39,559	△ 51,927
後期高齢者医療特別会計	△ 20	△ 124	△ 519	△ 884
介護サービス事業特別会計	△ 160	△ 200	△ 253	△ 272
法適用企業③	△ 3,311,865	△ 3,261,026	△ 3,047,704	△ 2,705,232
別海町水道事業会計	△ 2,971,538	△ 2,977,715	△ 2,792,438	△ 2,480,583
町立別海病院事業会計	△ 340,327	△ 283,311	△ 255,266	△ 224,649
法非適用企業④	△ 160	△ 41	△ 137	△ 99
下水道事業特別会計	△ 160	△ 41	△ 137	△ 99
連結実質赤字額（①+②+③+④）⑤	△ 3,709,835	△ 3,362,473	△ 3,214,086	△ 2,980,883
標準財政規模⑥	10,072,162	9,634,831	9,868,651	9,557,106
連結実質赤字比率⑤／⑥	△ 36.83	△ 34.89	△ 32.56	△ 31.19

本年度の本町の全会計を対象とした連結実質収支額（連結決算）は 2,980,883 千円の黒字であり、連結実質赤字比率は △ 31.19 %となっている。連結実質収支額が黒字である場合、連結実質赤字比率は負の値で表示され、この場合は、この指標の対象とならない。

実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、次の算定式により表される指標である。

なお、この比率の意味は一般財源に対する公債費及び公債費に準じた経費の割合（3ヶ年平均）であり、基準財政需要額に算入される部分の効果を除いたものである。この比率が大きいくほど財政運営がひっ迫していることを意味する。

算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金①} + \text{準元利償還金②}) - (\text{特定財源③} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④})}{(\text{標準財政規模⑤} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④})} \text{の} 3 \text{ヶ年平均値}$$

元利償還金等の状況

(単位：千円・%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
元 利 償 還 金 ①	1,842,758	1,845,299	1,771,214	1,729,035
準 元 利 償 還 金 ②	628,515	605,739	643,696	647,085
特 定 財 源 ③	55,142	48,146	48,574	54,976
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	1,341,930	1,432,917	1,398,218	1,375,306
標 準 財 政 規 模 ⑤	10,072,162	9,634,831	9,868,651	9,557,106
実質公債費比率（単年度）	12.30438	11.82620	11.42938	11.56027

- 注) 1 元利償還金は、一般会計等に係る公債費である。但し、繰上償還額及び借換債を財源として償還した額等を除く。
 2 準元利償還金は、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金等である。
 3 特定財源は、公営住宅使用料等のうち公債費に充当した額である。
 4 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、交付税算定において基準財政需要額に算入された額である。

本年度の実質公債費比率は、次表のとおりである。

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3ヶ年平均)
平成26年度	11.82620	11.6
平成27年度	11.42938	
平成28年度	11.56027	

将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、次の算定式により表される指標である。

算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{将来負担額①} - \text{充当可能財源等②})}{(\text{標準財政規模③} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④})}$$

本年度の将来負担比率は、次表のとおりである。

将来負担額等の状況

(単位：千円・%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
将来負担額①	22,466,577	21,791,943	21,614,427	21,523,178
地方債の現在高(一般会計等)	15,418,982	15,211,682	15,477,819	15,819,483
債務負担行為に基づく支出予定額	171,710	139,763	107,713	79,390
公営企業債等繰入見込額	3,470,075	3,312,896	3,112,468	2,920,229
組合等負担等見込額	1,396,619	1,299,898	1,216,172	1,067,578
退職手当負担見込額	2,009,191	1,827,704	1,700,255	1,636,498
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	0
充当可能財源等②	17,267,098	17,063,262	17,074,859	17,254,834
充当可能基金	4,425,636	4,597,199	4,838,526	4,926,698
充当可能特定歳入	583,646	493,138	372,332	364,530
基準財政需要額算入見込額	12,257,816	11,972,925	11,864,001	11,963,606
標準財政規模③	10,072,162	9,634,831	9,868,651	9,557,106
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④	1,341,930	1,432,917	1,398,218	1,375,306
将来負担比率(①-②/③-④)	59.5	57.6	53.5	52.1

注) 1 公営企業債等繰入見込額は、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額である。

2 組合負担等見込額は、組合の地方債の元金償還に充てるための負担等見込額である。

3 退職手当負担見込額は、退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち一般会計等の負担見込額である。

4 充当可能基金は、将来負担額に充当可能な基金のうち、現預金、国債等で保有しているものである。

5 充当可能特定歳入は、公営住宅使用料等のうち地方債償還に充当可能な特定の歳入の見込額に相当する額である。

6 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、交付税算定において基準財政需要額に算入される額である。

平成28年度別海町下水道事業特別会計経営健全化審査意見

第1 審査の対象

平成28年度決算に基づき算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成29年8月22日 1日間

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	—	—	—	20.0	資金不足比率なし

経営健全化基準は20.0%であるが、本会計において本年度の資金不足比率はなく、健全な状態にあると認められる。

また、是正改善を要する事項として、特に指摘すべき事項はない。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金の不足額をその公営企業の事業の規模で除した数値であり、法非適用企業においては、次の算定式により表される指標である。

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

本年度の資金不足比率は、次表のとおりである。

法非適用事業

(単位：千円・%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資金の不足額 (①+②-(③-④))	△ 160	△ 41	△ 137	△ 99
歳 出 額 ①	566,951	633,226	653,069	657,563
算 入 地 方 債 ②	0	0	0	0
歳 入 額 ③	567,111	633,267	653,206	657,662
翌年度へ繰り越すべき財源 ④	0	0	0	0
事 業 の 規 模 (⑤ - ⑥)	152,613	153,822	154,281	154,152
営業収益に相当する額 ⑤	152,613	153,822	154,281	154,152
受託工事収益に相当する額 ⑥	0	0	0	0
資金不足比率	—	—	—	—

注) 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。

本年度の下水道事業特別会計においては、資金の不足は生じていないことから、この場合は、この指標の対象とならない。

平成28年度別海町水道事業会計経営健全化審査意見

第1 審査の対象

平成28年度別海町水道事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成29年8月22日 1日間

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	—	—	—	—	20.0	資金不足比率なし

経営健全化基準は20.0%であるが、本会計において本年度の資金不足比率はなく、健全な状態にあると認められる。

また、是正改善を要する事項として、特に指摘すべき事項はない。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金の不足額をその公営企業の事業の規模で除した数値であり、法適用企業においては、次の算定式により表される指標である。

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

本年度の資金不足比率は、次表のとおりである。

法適用事業

(単位：千円・%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資金の不足額(①+②-③)	△ 2,971,538	△ 2,977,715	△ 2,792,438	△ 2,480,583
流動負債 ①	11,660	13,149	10,856	6,920
算入地方債 ②	0	0	0	0
流動資産 ③	2,983,198	2,990,864	2,803,294	2,487,503
事業の規模(④-⑤)	637,816	630,037	635,414	627,301
営業収益の額 ④	657,033	634,813	636,036	628,089
受託工事収益の額 ⑤	19,217	4,776	622	788
資金不足比率	—	—	—	—

注) 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。

本年度の水道事業会計においては、資金の不足は生じていないことから、この場合は、この指標の対象とならない。

平成28年度町立別海病院事業会計経営健全化審査意見

第1 審査の対象

平成28年度町立別海病院事業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成29年8月22日 1日間

第3 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	経営健全化基準	備 考
資金不足比率	—	—	—	—	20.0	資金不足比率なし

経営健全化基準は20.0%であるが、本会計において本年度の資金不足比率はなく、健全な状態にあると認められる。

また、是正改善を要する事項として、特に指摘すべき事項はない。

資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の資金の不足額をその公営企業の事業の規模で除した数値であり、法適用企業においては、次の算定式により表される指標である。

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

本年度の資金不足比率は、次表のとおりである。

法適用事業

(単位：千円・%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
資金の不足額(①+②-③)	△ 340,327	△ 283,311	△ 255,266	△ 224,649
流動負債 ①	87,713	159,834	144,310	172,167
算入地方債 ②	0	0	0	0
流動資産 ③	428,040	443,145	399,576	396,816
事業の規模(④-⑤)	1,126,554	1,177,997	1,274,958	1,301,115
営業収益の額 ④	1,126,554	1,177,997	1,274,958	1,301,115
受託工事収益の額 ⑤	0	0	0	0
資金不足比率	—	—	—	—

注) 算入地方債は、建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高である。

本年度の病院事業会計においては、資金の不足は生じていないことから、この場合は、この指標の対象とならない。